

# 区のお知らせ

東京都港区役所  
総務課

No. 190



## 待望の麻布会館近く着工 結婚式場や集会室など

結婚式場や、集会室、各種相談所などを一堂に集めた区民の福祉施設「麻布会館」が、麻布支所東隣の空地に、いよいよ建設されることになりました。

一昨年の出張制度廃止に伴って、その建物を処分した積立金を主として、区民の福祉会館を建設することになりました。

今年中には、臨時区議会が招集されて、工事請負契約の承認が行なわれ、工事開始の承認が得られる予定です。

総工費は約五千万円、来年の春には、スムーズな「麻布会館」が皆さまにご利用いただけることになると見られます。



### 涼しいこかげ

#### 盛況の写生大会

八月三日から三日間、絵画写生大会が、浜離宮、有栖川公園、神宮外苑で開催され、二、四六八の子どもたちが参加しました。お弁当や水筒も用意した親子づ

いつでも借りられる

個人1人当り	20万円以内
個人1団体	50万円以内
期間と利率	1年以内 日歩2銭9厘

申込場所 港区役所本所内  
港区商工相談所  
都電芝公園下車、電話(431)4151  
商工融資

## 一日の利用者七百人

### 三田図書館一年のあゆみ

区立の三田図書館は、たぐいまらぬため八月一杯休館してありましたが、このほど、昨年四月七日の開館日から、今年の三月末までの一統計からみた一九年のあゆみをまとめて発表しました。

これによると、昨年一九年の入館者は十九万五千三百三十七人、一日平均六百九十二人、図書館の収容能力は、定額百三十八人、すなわち収容能力の五倍に達するまで利用されています。

開館者の七八%が学生で、あとは無職八、四業者の類となつています。

蔵書数は、開館当初の四、三八九冊が、二倍の八、八八九冊にふえ、文学部門の二、七六八冊をトップに、児童の本一、五六五、社会科学一、一八〇、歴史八九二、自然科学一、八八〇、工芸七五〇、芸術五一八、哲学四一九、語学三二五の類となつています。

買入れた本は、語学の八、七四二冊がトップで、自然科学の八、



生活改善講習会

都と区の共同で生活改善講習会が、七月十九日と二十日、赤坂地区で開催されました。五、六十人の主婦が十九日は文化服装院大の教授中田通美氏の「服飾の工夫」についての講演、二十日は吉崎家政女学院院长吉崎よし氏から「結婚式の作り方とゆかたの早織」について講習を受けました。(写真 七月二十一日撮影会館にて)

## 住民登録の実態調査

### 九月十五日から実施

延七〇〇名ほど利用され、うち四〇%が区役所や教育委員会の行事、二四%が会社、町会クラス会などが一六%、学生団体の二〇%が主な利用者でした。

このほか毎月第一、第三土曜日にも公民館には毎回一三〇人から一六〇人、第二、第四水曜日の定例公民館には一五〇人から一七〇人、同日の正午に開かれるロードコンサートには七〇〇人から一〇〇〇人が参加し、地区文化センターとして大いに利用されています。ことがはつきりと現われています。

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施

九月から実施



# 赤坂中学校に新校舎完成

## 着々進む学校建設

この一月から進んでいた赤坂中学校の校舎増築工事のほとんど完成し、近々工事引越が予定されています。写真のように、鉄筋コンクリート三層建て、基三三九坪余り、特別室三、普通教室五の敷校舎で、特別室と普通教室との間を、約五〇メートルの遊り廊下でつなぐことになりました。総工費は二千五百七十一万円、将来は、この廊下に添って、順次教室を増設して行く計画です。

このほか城南中学、高校中学、三河台中学の増築と、芝小学校の改築がずれず着々と進んでいます。三河台中学体育館と本村小学校体育館も着手されました。工事の内容と工費はつぎの表のとおりで、竣工はいずれも来年二月となっております。



工 事 名	内 容	坪 数	工 費 (円)
城南中学校増築	鉄筋コンクリート4階建て41特別室2	368,566	24,240,000
高松中学校増築	鉄筋コンクリート3階建て3特別室1	369,897	24,180,000
三河台中学校体育館増築	鉄筋コンクリート3階建て3特別室1	173,222	22,750,000
三河台中学校体育館改築	鉄筋コンクリート2階建て2特別室1	190,517	36,000,000
本村小学校体育館新築	鉄筋コンクリート2階建て2特別室1	622,124	10,800,000
計		2,074,433	117,970,000

### 教育相談のご利用を

九月中旬から城南、神明二校で開設  
 子どもの将来の進路を定める選性相談や、学校の嫌いなことも、成績の良くないことも、意地悪なことも、落着きのないこともなど問題のある子どもたちの指導に、皆さんの教育相談をどうご利用下さい。

九月中旬からはこれまでの城南、神明のほかに、神明小学校にも相談室が開設されます。

### 台風シーズン来たる 警報が出たら万全の準備を

夏の終わりに秋にかけて、毎年台風が日本に襲来し、大きな被害を与えています。ことに昨年の伊勢湾台風の被害には、台風シーズンの準備が、いかに重要か、改めて考えさせられる。台風警報が出たら、万全の準備を。警報が出たら、万全の準備を。警報が出たら、万全の準備を。

さいわいにも本地区は、東京湾沿いの一部を除いて大体地盤の高さが五メートルから二メートル前後の区域にくらべると、高潮による被害は余り心配ないといえます。

しかし、高潮は台風の大まかに関係ありまして、やはり台風情報に注意して、万一の用意を下さい。

いまだとこそ、台風の襲来を防ぐ手段はありません。できるだけ被害は少なくするために、つぎの

- ① 雨戸やガラス戸の補強を、風速二〇メートルをこえる天戸やガラス戸が吹き飛ばされ、天井まで吹き上げられることが多いため、風圧にたえるように雨戸にカンヌ等の補強をすることが大切です。また屋根瓦、石膏板、押入れ、材木などが風で吹き飛ばされ、通行人が感電を受けることもあるので、台風襲来の知らせがあったら、これらをよく点検して、飛ばされないように処置しましょう。
- ② 懐中電灯の用意を必ずしも必要ですが、ロケットは火気の危険がありますから、懐中電灯を用意しましょう。電池や電球が使えるかどうか調べておきましょう。
- ③ 台風情報や、区や警察消防の指示を守りましょう。台風襲来の通報があれば、区役所、消防署、警察署は一体となって、市民の安全のために活動を開始します。避難指示などには従うだけでなく、みやかに従って避難する時の持ち物にはできるだけ少なく、二食程度の食糧、飲料水、着替え、日用品、懐中電灯などは必ず必要です。
- ④ 風で家が吹きさらしになり、傾いたりする場合は倒壊のおそれがあるから速く避難しましょう。
- ⑤ 各小、中学校を指定避難立派場所に

### 区議会委員会メモ

文教常任委員会 七月十二日午後一時開会、学童安全会への加入状況、ほか八件について協議  
 港湾対策特別委員会、厚生経済常任委員会、文教常任委員会、七月十八日午後一時開会、第三台場利用について協議  
 建設常任委員会 七月十八日午後一時開会、理事者から都市計画事業について報告を聴取  
 高速道路対策特別委員会理事會 七月十八日午後一時開会、高潮対策定例会代表と懇談  
 特別区制調査特別委員会 七月二十日午前十一時開会、首脳行政制度の構想(試案)について協議  
 高速道路対策特別委員会 七月二十一日午後一時開会、参議院議員田中一氏の高速道路対策についての講演を聴取  
 文教常任委員会 七月二十六日、十七日、沼津、箱根の夏季学園視察  
 総務財政常任委員会 七月二十五日午後一時開会、高層官庁用地の解除費用に関する請願ほか六件について審議

# 国民年金法

## 保険料について

いよいよ提出国民年金制度が実施されることになり、この十月一日から、全国一律に加入届出の受付が開始されます。そして来年四月からは、皆さんから実際に保険料を納めていただくこととなります。

この年金制度のあらましについては、他号でお知らせしましたが、今回は特に、この保険料について、いろいろお知らせいたします。

### 保険料の額

被保険者は、二十歳から三十四歳までは毎月一〇〇円、三十五歳から六十歳までは毎月一五〇円を納めなければなりません。

### 保険料を支払うのはだれか

保険料を納めなければならぬ人は、もちろん被保険者本人です。しかし、無職の人や主婦、また家庭に従事している人のように、形式的には収入のない人もたくさんあります。こういう場合は、世帯主かまたは被保険者の配偶者が本人に代って保険料を納めなければなりません。

### 保険料の納入方法

切手を納める方法、国が発行する国民年金印紙を買って、これを自分の国民年金手帳にはりつけ、区役所で換印を押してもらおうという二つになります。

### 保険料の納期限

保険料は毎月納めるのは厄介です。

四月から六月までの保険料は、七月末日まで、七月から九月までの保険料は、十月末日まで、十月から十二月までの保険料は、翌年一月末日まで、一月から三月までの保険料は、四月末日まで、というように三月分をまとめて納めることになっています。

またそれら面倒だという人は、半年分でも、一年、五年または六十歳までの分を金額まとめて納めることができます。

この前納の取扱については、後で説明します。

### 保険料の免除

年金制度に加入しても、無職や失業などのため、保険料を納める余裕のない人もあれば、今は納めることができては、また四十年という長期間には、保険料を納めることができなくなる人も出てきます。この場合、これらの人々を年金制度から除外しないで、被保険者の資格を与えておき、保険料は納めなくてもよいような取扱をしております。そして、収入がある

### 保険料の追納

この保険料を納める能力がないものとして、保険料を免除された人が、その後経済事情がよくなったので、保険料を納める余裕ができた場合には、十年前の期間の分までさかのぼって、免除された保険料を追納することができます。

保険料の免除を受けると、結局受給金額が減ることになりますので、さらに追納できるようにする

### 保険料の前納

保険料は、前納のべたように、半年分、一年分、または全期間をまとめて前払いすることができます。その方法は印紙によるものと、現金によるもの二種類があります。現金による前納の場合は、十年以内の期間分を、一年分、五年分、七年分というように申し込むか、または、六十歳までの全期間をすべてまとめて前納してしまってもかまいません。

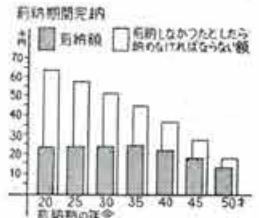
現金による前納の場合は、保険料からその間の利息相当額(年五分五厘の権利)を割り引くことになつています。

たとえば三十歳の方が五分分前納しようとするば、五、二八〇円ですが、毎月払えば六、〇〇〇円の保険料を納げなければなりません。また二十歳の娘さんがお嫁にゆくと、持参金がわりに六十歳かどのどちらか方法をとります。

### 保険料の所得控除

国民年金の保険料は、所得税の計算のとき、所得の金額から控除される恩恵があります。これは前納した保険料についても、また追納した保険料についても同様の取扱が行われます。

以上で保険料について、大体をお知らせしましたが、なおいろいろとありますが、国民年金法の窓口でおたずね下さい。



までの四十分の保険料を前納してしまえば、三、五四〇円になります。毎月払えば六、三〇〇円必要なわけですから、差引三九、四六〇円の割引になります。

このように保険料を長期前納しても、その間に被保険者が死亡したり、他の年金制度の被保険者になつたりしたときは、本人または相続人から請求があれば、残りの保険料をお返しすることになります。

毎年度の保険料は、翌年の四月三十日を過ぎると、現金で徴収されることになり、この場合の保険料は国税徴収の例によつて徴収されます。国民年金は強制社会保険ですから、その保険料については強制徴収が行われるわけです。それで納付しない場合は国税同様の滞納処分を受けることになり、